

# ソフトバンク DSLサービス利用規約

ソフトバンク株式会社

## 第1章 総則

### 第1条（規約の適用）

1. ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、このソフトバンク DSLサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）に従い、ソフトバンク DSLサービス（後記第2条第（1）項に定義し、以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 当社は、本規約に関する条項の追加、削除、特約等の条件（以下「特約条件」といいます。）を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部分を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。
3. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合には、料金その他の本サービス提供条件は変更後の規約によります。
4. 本サービスを提供するにあたり、当社の他のサービスに関して規定される規約、約款等は、本規約に特別の定めがない限り適用されず、本サービスに関する条件は、すべて本規約の定めによるものとします。

### 第2条（定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「ソフトバンク DSLサービス」とは、当社が提供する非対称加入者線伝送 (DSL) 方式等を用いた電気通信サービスをいいます。
- (2) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (3) 「申込者」とは、当社に利用契約の締結申込をした者をいいます。
- (4) 「会員」とは、当社との間で利用契約が成立した本サービスの利用者をいいます。
- (5) 「接続機器」とは、本サービスを利用するために必要な接続機器として提携事業者（後記第（9）号に定義します。）が提携事業者の提示する規約に基づき提

供するモデム・アダプタ等の機器をいいます。なお、会員が接続機器をレンタルする場合は、提携事業者が別途定める条件に従うものとします。

(6) 「宅内交換機」とは、会員が設置し外線電話と内線電話および内線電話同士を交換・接続する自営交換機をいいます。

(7) 「特定協定事業者」とは、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社をいいます。

(8) 「指定協定事業者」とは、当社または当社が指定する電気通信事業者をいいます。

(9) 「提携事業者」とは、インターネット接続サービス及び接続機器の提供を行い、また当社を代行して本サービスに関する契約事務を行う、当社指定の電気通信事業者をいいます。

(10) 「協定事業者等」とは、特定協定事業者、指定協定事業者または提携事業者をいいます。

(11) 「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき課税される消費税および地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。

(12) 「サービス利用料金等」とは、本サービスの提供に関する料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。

(13) 「サービス会員回線」とは、利用者回線または指定者回線をいいます。

(14) 「利用者回線」とは、特定協定事業者の電話サービス契約約款に基づいて、電話サービス取扱所と利用契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいい、利用契約の申込者が指定する加入電話契約に係るものをいいます。

(15) 「指定者回線」とは、指定協定事業者の専用サービス契約約款に基づいて、電話サービス取扱所と利用契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。

(16) 「契約者回線」とは、特定協定事業者の専用サービス契約約款に基づいて、電話サービス取扱所と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。

(17) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、または電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。

(18) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。

(19) 「相互接続点」とは、当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点をいいます。

## 第2章 利用契約の締結

### 第3条（本サービスの区分）

本サービスには、次の三つの区分があります。

- (1) 利用者回線型（利用者回線を使用して提供するもの）
- (2) 指定者回線型（指定者回線を設置して提供するもの）
- (3) 契約者回線型（契約者回線を設置して提供するもの）

### 第4条（サービス提供区域）

1. 本サービスの利用に係るサービス会員回線の終端は、当社が別に定める区域内とします。
2. 相互接続点の接続場所等の条件については、当社と協定事業者等との間の相互接続協定に基づき変更される場合があります。

### 第5条（契約の単位）

1. 当社は、サービス会員回線1回線ごとに一つの利用契約を締結します。
2. 利用者は一つの本サービスについて一人に限られるものとします。

### 第6条（利用契約の申込・成立）

1. 本サービスの利用契約の申込は、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により、提携事業者を経由して当社に対して行うものとします。
2. 本サービスの利用契約は、前項に従い申込者により本サービスの申込がなされ、当社が審査のうえ承諾したときに成立するものとします。
3. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、利用契約の申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 本サービス入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記載漏れがあったとき
  - (2) 本サービスの申込者とサービス会員回線に係る協定事業者との契約名義人が同一の者とならないとき
  - (3) サービス会員回線と相互接続通信を行う協定事業者または指定協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定の条件に合致しないとき
  - (4) サービス会員回線が当社の提供する他のDSLサービスに加入しているとき
  - (5) 本サービス提供の対象となるサービス会員回線について、既に他の電気通信事業者からISDN、DSLサービスと同様の契約を締結しているとき
  - (6) 申込者が当社の提供する他のサービスにおける利用料金等の支払いをなさずあるいは遅延したとき

(7) 過去に不正使用などにより利用契約を解除されていることまたは本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用を停止されていることが判明したとき

(8) 本サービスの申込を受諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき

(9) 本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき

(10) その他利用契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断したとき

(11) 契約者回線型に関し、本サービスを提供するために必要な契約回線を設置することまたは保守することができないとき、もしくは著しく困難なとき。

(12) 契約者回線型の申込者が、既に同一の住所等において契約者回線型を利用しているとき。

(13) その他当社が適当でないと判断したとき

4. 申込者は、第2項に基づき利用契約が成立するまでの間はいつでも利用契約の申込を撤回することができるものとします。但し、当社が本サービスの提供準備として工事準備に着手した以降は第23条の規定を準用するものとし、会員は解約までに発生した工事費等を負担する必要があります。

#### 第7条（提携事業者との契約）

1. 当社は、会員が提携事業者と提携事業者が提供するサービスの契約（以下「サービス契約」といいます。）を締結することを、当社が会員に対して本サービスを提供する条件とする場合があります。

2. 会員が前項のサービス契約を行わない場合、提携事業者が前項の契約を拒絶した場合、または前項の契約が終了した場合には、当社は利用契約の申込を拒絶し、または利用契約を解除できるものとします。

3. 会員と提携事業者との間にて締結される契約については、当社と会員にて締結される利用契約とは別個の債権債務（損害賠償請求権を含みます。）関係を構成するものとします。従って、サービス契約に起因して生じた一切のトラブルについては、当社は何ら責任を負わないものとします。

4. 当社は、提携事業者のサービス契約に基づくサービスその他一切の事項について品質を保証せず、一切の責任を負いません。

5. 当社は、利用契約中において、提携事業者が提供するサービス契約の利用に関し、会員が提携事業者の定めるサービス約款に違反し、提携事業者からサービス契約の利用を停止する旨の連絡を当社が受けたときは、本サービスの提供を停止できるものとします。

6. 会員と提携事業者とのサービス契約が終了した場合には、利用契約も当該提携事業者のサービス契約が終了した日の属する月の末日をもって当然に終了します。

#### 第8条（契約事項の変更）

1. 会員は、利用契約の申込時に当社に届け出た内容に変更があった場合には、速やかにその旨を当社所定の方法により提携事業者を経由して当社に届け出るものとします。
2. 当社は、当社の裁量により必要と判断した場合には、前項に定める変更内容を証する書類の提示を求めることができるものとします。
3. 会員は、サービス会員回線に係る終端の場所に変更が生じ協定事業者等に対して変更の申込を行う場合には、その内容について提携事業者を経由して当社に届け出るものとします。
4. 会員は、次の各号の変更を希望する場合には、当社所定の方法により、提携事業者を経由して当社に申し込むものとします。
  - (1) サービス利用料金等の支払方法
  - (2) その他支払いに関する一切の事項
5. 当社は、前項の変更申込があった場合は、第6条の規定に準じて取り扱うものとします。

#### 第9条（所在地の移転）

1. 会員が所在地等を移転する場合で、その移転先が、移転の時に当社の本サービス提供地域である場合は、会員は移転先において本サービスの利用契約を継続することを提携事業者を経由して当社に対して申し込むことができるものとします。但し、一方の特定協定事業者の電話サービスのサービス提供区域から、他方の特定協定事業者のサービス提供区域へ移転する場合等、移転先によっては、技術上その他の理由により本サービスの提供ができない場合があります。
2. 会員が前項の申込を行う場合は、会員が移転する事前に行うものとし、その手続きについては、第6条の規定が準用されるものとします。また、会員は当社の移転手続きに係る協定事業者等に支払うべき工事費等その他の料金を支払うものとします。
3. 本条第1項の申込がなされた場合、会員の移転後、本サービス開始までの期間についても、会員は本サービスに係るサービス利用料金等を支払う義務を負うものとします。
4. 本条第1項の申込がなされたにもかかわらず、当社が第1項の申込みに対する承諾をせず、または、会員が第1項の申込を取り消した場合、会員が移転した時に利用契約の解約の通知がなされたものとみなします。この場合は、当社は第23条の規定に従い解約の手続を行うものとします。
5. 会員が所在地等を移転する場合で、第1項の申込をしない場合、またはその移

転先が、移転の時に当社が本サービスを提供していない地域である場合、会員は第23条の規定に従い解約の通知を行うものとします。

6. 前項の解約通知がなされず、もしくは解約通知が遅れたことにより、解約手続が遅れた場合でも、会員は利用契約の終了までに発生する当社に対するサービス利用料金等の債務を支払うものとします。

### 第3章 サービス利用料金等

#### 第10条（サービス利用料金等）

1. 本サービスの利用料金は、当社が別途定める料金に基づき、提携事業者が別途提供する各種サービスの利用料金等と合算し、会員へ請求するものとします。
2. サービス会員回線に関して会員が協定事業者等に支払うべき利用料金については、提携事業者が回収した上、当該協定事業者等に支払うことができるものとします。
3. 第1項乃至第2項の規定に基づき会員が当社に支払うべきサービス利用料金等および工事費等については、当社は提携事業者等の第三者にその請求業務を委託することができるものとします。

### 第4章 会員の責務等

#### 第11条（サービス利用環境の維持）

1. 会員は、接続機器その他本サービスを利用するために必要な機器、設備および通信回線等を自己の責任をもって管理し、また協定事業者等の提供する電気通信サービスその他本サービスを利用するために必要な他のサービスの利用を継続する等、本サービスを利用するために必要な利用環境を自己の責任をもって維持するものとします。
2. 前項に定める利用環境が維持されなかったために本サービスが利用できない場合であっても、当社は一切責めを負わないものとします。

#### 第12条（情報の管理）

会員は、本サービスを使用して受信または送信する情報については、自己の費用と責任で本サービス用設備の故障等による消失を防止するための措置をとるものとします。また、会員は、やむを得ない事由により本サービス用設備が故障した場合、会員の情報が消失することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

### 第13条（他ネット接続）

1. 本サービスの取扱いに関しては、国内外の技術輸出に関する諸法令、国内外の電気通信事業者等が定める契約約款等により制限されることがあります。
2. 会員が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、会員は、経由するすべての国の法令等、通信業者の約款等および関連するすべてのネットワークの規則に従うものとします。

### 第14条（会員の義務）

1. 会員は本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 他者もしくは当社の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権など）その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
  - (2) 他者もしくは当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
  - (3) コンピュータのソフトウェア、ハードウェア、通信機器の機能を妨害、破壊、制限するようにデザインされたコンピュータウイルス、コンピュータコード、ファイル、プログラムを含むコンテンツをアップロードしたり掲示したり、メールなどの方法で送信（発信）すること。
  - (4) 他者もしくは当社を誹謗、中傷する行為。いやがらせ、他人を中傷するもの、猥褻・猥雑なもの、品性を欠くもの、罵詈雑言に類するもの、嫌悪感を与えるもの、民族的・人種的差別につながるもの、倫理的観点などから問題のあるものを本サービスを通じて他人に掲載、開示、提供または送付する行為。公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他者に提供する行為。
  - (5) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
  - (6) 商業用の広告、宣伝を目的としたコンテンツ、ジャンクメール、スパムメール、チェーンレター、無限連鎖講、その他勧誘を目的とするコンテンツをアップロードしたり掲示したり、メールなどの方法で送信（発信）する行為。
  - (7) 本サービスまたは本サービスに接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり、混乱させたりすること、あるいは本サービスに接続しているネットワークの使用条件、操作手順、諸規約、規定に従わない行為。
  - (8) 事実に反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。
  - (9) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
  - (10) 選挙の事前運動等公職選挙法に違反する行為。

(11) 本人の同意を得ることなく、または不当な手段により他者の個人情報、もしくは他の会社の公開されていない情報を収集する行為。

(12) 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったりまたは他の人物や組織と提携、協力関係にあると偽ったりする行為。

きそん

(13) 本サービスの運営を妨げ、もしくはその信用を毀損する行為。

(14) 本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為。

(15) 本サービスを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為

(16) その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。

(17) その他、不適切な行為。

2. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一本サービスの利用に関連し他の会員または第三者に対して損害を与えたものとして、当社に対して当該会員または第三者から何らかの請求がなされまたは訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

3. 本サービスの各情報には、この規約に定めるほか各情報提供元の規則が付加されている場合があります。会員が、当該情報を利用する際には当該規則も本規約の一部を構成するものとします。

## 第5章 本サービスの利用停止等

### 第15条（本サービスの中止・停止等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、また何ら責任を負うことなく本サービスの全部または一部の利用を中止または一時停止をすることができるものとします。

(1) 本サービスを提供するために必要な当社の設備、機器、システム等の保守上または工事上やむを得ない場合、またはこれらに障害が生じた場合。

(2) 協定事業者等が提供する電気通信サービスの提供が中止、休止、停止または制限された場合。

(3) 協定事業者等との協定に基づく接続が停止または制限された場合。

(4) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、電気通信事業法第8条で定める重要通信を確保する必要がある場合。

(5) 前各号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、



本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。

(1) 本サービスを提供するために必要な当社の設備、機器、システム等の全部または一部が滅失または復旧困難な程度に破損した場合。

(2) 当社または協定事業者等が提供する電気通信サービスの全部または一部が廃止された場合。

(3) 協定事業者等との協定が契約期間満了、解除その他の事由により終了した場合。

(4) 前各号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。

3. 会員が、本サービスの利用により当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときには、当社は本サービスの利用を制限する場合があります。

#### 第16条（本サービスの変更、追加）

1. 当社は、本サービスの全部もしくは一部をいつでも変更、追加することができるものとします。この場合、第1条の規定を準用するものとします。

2. 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加につき、何ら責任を負うものではないものとします。

#### 第17条（利用停止）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。その場合、当社はあらかじめそのことを当社の定める方法で会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。

(1) 利用契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明したとき

(2) 支払期日を経過しても本サービスのサービス利用料金等を支払わないとき

(なお、第33条第2項により、権利の譲渡が行われた場合には、権利の譲受人に対するサービス利用料金等の不払も含むものとします。)

(3) 第14条その他本規約の規定に違反したとき

(4) 本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき

(5) 当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき

(6) 提携事業者が提供するサービスの利用契約が停止されたとき

(7) その他本規約上の重大な義務に違反したときまたはそのおそれがある場合

2. 前項の規定にかかわらず、当社はサービスの停止義務を負うものではありません。

3. 会員が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちの一

ずれかについて第1項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該会員が締結している他の全ての利用契約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。

4. 本条に基づき本サービスの利用が停止された場合であっても、利用契約が解除されるまでの間については、会員はサービス利用料金等の支払義務を免れないものとします。また、当社は本条に基づく本サービスの利用停止により会員に発生した損害について、一切責めを負わないものとします。

#### 第18条（保証）

本サービスはベストエフォート型のサービスであり、当社は、本サービスに係る通信速度、通信品質または接続に関する保証を一切行わないものとします。また、会員の利用環境などにより本サービスを提供できない場合があります。

### 第6章 責任

#### 第19条（責任の制限）

1. 本サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重過失により本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時点から72時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員に現実に発生した損害の損害賠償請求に応じます。

2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスの提供を受けることができなかった時間に相当する利用料金相当額とします。

#### 3. 削除

4. 天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の過失により生じた損害、特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

5. 当社は、本契約に基づく会員による本サービスの利用に関連して当社が会員に対し損害賠償責任を負う場合、当社の故意または重過失に起因する場合を除くいかなる場合も、損害賠償の範囲は、当該会員に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は、当該損害が生じた日が属する月に当社が当該会員から受領すべき料金にこれに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。

6. 第1項の場合、および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任およびサービス利用料金等の返還義務等を負わないものとします。

#### 第20条（責任の分界点）

1. 本サービスを利用するために使用するサービス会員回線の物理的な不具合に対する対応については、本サービスにおける当社の責任範囲に含まれないものとします。
2. 当社は宅内交換機等への接続による本サービスの提供は行っておりません。万一、宅内交換機等への接続を会員が行った場合、これにより生じた本サービスの不具合その他一切の事項について、当社は免責されるものとします。

#### 第21条（会員の通知義務）

会員は、本サービスを利用することができなくなったときは、その旨提携事業者を経由して当社に通知するものとします。

#### 第22条（免責事項）

1. 当社は、本サービスの内容、および会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行わないものとします。
2. 本サービスの提供、遅滞、変更、停止、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、本サービスに係る設備その他電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあたって、会員に関する土地、建物、その他工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときには、その損害を賠償しないものとします。

### 第7章 利用契約の終了

#### 第23条（会員による利用契約の解約）

1. 会員は、利用契約を解約しようとするときは、あらかじめ当社が定める所定の方法にて提携事業者を経由して当社に通知するものとします。
2. 会員の一切の債務は、利用契約の解約通知が行われた後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。

#### 第24条（当社が行う利用契約の解除）

1. 当社は、第17条第1項に基づき本サービスの利用停止を受けた会員が当社ある

いは提携事業者から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、提携事業者より会員に通知することにより、利用契約を解除できるものとします。

2. 前項に係らず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、利用停止せずに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が本サービスの他に当社が提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあります。

(1) 第14条第1項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合

(2) 本規約等に違反し、もしくは会員の責めに帰すべき事由により当社もしくは第三者に損害を与えた場合

(3) 初期費用、サービス利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、当社の催告を受けたにもかかわらず解消されない場合

(4) 会員に対する差押え、仮差押え、または仮処分命令の申立てがなされた場合

(5) 破産または個人再生など法的倒産手続の申し立てがあった場合

(6) 会員が死亡したことを当社が知った場合

(7) 当社からの通知が到達しなかった場合、その他所在地が判明しない場合

(8) 当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該会員資格を失った場合、またはこれらのサービスの解除事由に該当した場合

(9) その他信用状態が悪化しまたはその恐れがあると当社が判断した場合

(10) 本規約に違反し、会員の責めに帰すべき事由により当社または第三者に損害を与えた場合

(11) 提携事業者が提供するサービスの利用契約が解除された場合

3. 利用契約が解除された場合、会員は、利用契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに提携事業者を経由して当社に支払うものとします。

## 第8章 雑則

### 第25条（通知・連絡等）

1. 当社は、書面による郵送、Webサイトへの掲載、その他当社が適当であると判断する方法により、当社または提携事業者から会員に随時必要な事項の通知・連絡等を行うものとします。

2. 当社が、当社または提携事業者の有するWebサイトへの掲載により会員に通知・連絡等を行う場合は、当該通知・連絡等を掲載してから24時間を経過したときに、その他の手段による通知・連絡等の場合は、当社が会員に当該通知・連絡等を発

信したときに、効力を生じるものとします。

#### 第26条（他の電気通信事業者等との契約）

1. 会員が本サービスの提供を受けるためには、当社他に、協定事業者等と契約し、回線使用料等の代金の支払が必要となる場合があります。
2. 会員が前項の契約を行わない場合、もしくは前項の契約が終了した場合、当社は申込者の利用契約の申込を拒絶し、もしくは会員資格を取り消すことができるものとします。
3. 当社は、会員の便宜のためもしくは協定事業者等との取り決めにより、会員から協定事業者等への契約申込受付手続、代金の支払その他の手続等について、これを代行等自ら行いあるいはこれらを他の電気通信事業者等へ委任することがあります。
4. 前項の規定により代行等がなされたか否かにかかわらず、会員と他の協定事業者等との間の契約については、その当事者間で処理するものとし、当該契約に関する債権・債務（損害賠償請求権を含む）その他一切のトラブルについて、当社は何ら責任を負わないものとします。

#### 第27条（協定事業者等からの通知）

本サービスの提供にあたり、会員は、当社が必要に応じて協定事業者等から、会員の利用する協定事業者等が提供する電気通信サービスの利用状況に関する通知を受けることについて、予め承諾するものとします。また、これらの情報について当社から提携事業者に提供する場合があることを承諾するものとします。

#### 第28条（承諾の限界）

当社は、会員から工事その他の請求が提携事業者を経由して当社にあった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知するものとします。但し、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとします。

#### 第29条（第三者への委託）

当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

#### 第30条（個人情報等の保護）

当社は、会員および申込者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、

「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」（JISQ15001）の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」

(<http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/>) に従い適切に実施します。

#### 第31条（著作権等）

1. 会員は、本サービスに関して当社が会員に提供する情報（映像、音声、文章等を含む。以下同じ）に関する著作権その他一切の権利が、当社または当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認するものとします。
2. 会員は、本サービスに関して当社あるいは提携事業者から提供される情報を自己の私的使用の目的にのみ使用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できるWebサイト等への掲載をしたり、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信するなどを行ってはならず、および第三者をして行わせてはならないものとします。

#### 第32条（サービスの利用）

会員は、規約その他当社が随時通知・連絡等する内容に従い、本サービスを利用するものとします。

- (1) 会員は、第三者に対し、本サービスを利用させることはできません。
- (2) 前項の他、当社は、本サービスの種類に応じ、その利用にあたって別途制事項を設けることがあります。この場合、会員は当該制限事項に従うものとします。
- (3) 会員は、本サービスを通じて発信する情報につき一切の責任を負うものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。
- (4) 当社は、会員がWebサイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト（一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。）に基づき、当該Webサイト、画像又は映像等の閲覧を制限することがあります。
- (5) 当社は、本サービスのインターネット接続において、悪意のある第三者により会員が利用している端末がコンピュータウイルスやワーム、スパイウェア等へ感染することにより、個人情報搾取等の会員の不利益となることを防ぐため、以下の対応を行います。なお、以下対応は完全性を保証するものではなく、また遮断されたインターネット接続への影響について、当社は責任を負いません。
  - ①会員がインターネットサービスへアクセスする場合、そのアクセス要求に付随するドメイン情報を自動的に検知し、当社の保持している悪意のあるサーバ

一のドメインリストと照合いたします。

②照合の結果、当該ドメインリストと合致する場合、その通信を遮断します。

(6) 会員は (7) ①および②に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます。

#### 第33条（権利の譲渡等）

1. 会員は、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

2. 当社は、本規約に基づき会員に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡または信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。会員はあらかじめこれを異議なく承諾するものとします。

#### 第34条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

#### 第35条（合意管轄）

本規約または本サービスに関する一切の訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2006年10月1日制定)

(2007年3月15日改定)

(2007年3月31日上記改定実施)

(2009年6月19日改定)

(2009年7月1日上記改定実施)

(2010年4月1日改定)

(2010年4月16日上記改定実施)

(2011年4月21日改定実施)

(2015年7月1日改定実施)

(2016年12月7日改定)

(2017年1月16日上記改定実施)

(2020年4月1日改定実施)